

# 橋本市産業振興促進計画

令和7年5月27日作成  
和歌山県橋本市

## 1. 計画策定の趣旨と前計画の評価

### (1) 計画策定の趣旨

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市に接しています。市域面積は130.55km<sup>2</sup>で、和歌山県全体の約2.8%となっています。本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。

紀の川の清き流れと、豊かな自然にはぐくまれ、遠い万葉の昔から高い文化を築いてきました。隅田八幡神社の国宝人物画像鏡をはじめ、国重要文化財の利生護国寺本堂など、たくさんの歴史的遺産も残されています。

しかしながら、人口は減少し続けており、今後もこの傾向は継続すると予想され、出生率の低さのため、子どもの人口がより少なくなる一方で、令和12年で高齢化率39.1%という数字が推計されており、様々な社会的な支援が必要になることが予想されます。

こうした状況の中で、本市の産業もまた、長引く景気の低迷や半島地域であるがゆえの地理的不利により、就業者は減少しており、地域の景気浮揚のため、地場産業・農業等の既存産業を活性化し、担い手の確保を図るとともに、企業誘致による雇用機会の拡大が求められています。

このため、令和2年に、本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定し、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものです。

### (2) 前計画の評価

#### ア 前計画における取組及び目標

本市が令和2年に認定された橋本市産業振興促進計画（令和2年度～令和6年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定しました。

#### 【 産業振興を推進しようとする取組 】

##### <橋本市>

- 設備投資・雇用促進の助成金等
- 半島振興法及び地域未来投資促進法等による租税特別措置の活用
- 租税特別措置の事業者周知のための取組
- 産業振興のための人材確保および人材育成のための取組

##### <和歌山県>

- 設備投資・雇用促進の助成金等
- 半島振興法及び地域未来投資促進法等による租税特別措置の活用
- 租税特別措置の事業者周知のための取組
- 産業振興のための人材確保および人材育成のための取組

##### <商工会議所、商工会>

- 経営者研修等による人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等

##### <DMO、観光協会>

- PR活動の強化、第一次産業等と旅館業の連携の促進、農業体験等を組み込んだ観光プランの作成等
- <農業協同組合（JA）>
  - 営農、販売、資金が一体となった担い手作りへの取組
  - 計画販売や売れる品目生産により、売上向上に向けた取組
  - 農産物加工品の研究
  - 農地情報の収集

【 目 標 】

新規設備投資数	新規雇用者数
35 件 (毎年度：7 件)	350 人 (令和 2 年度～令和 4 年度：100 人、 令和 5 年度～令和 6 年度：200 人)

活動指標	新規設備投資数（件） 新規雇用者数（人）
説明会の実施	市内商工会議所および商工会の事業者向け研修会等の際に税制の説明を実施する。
Web 媒体、情報媒体による 情報発信	市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報紙にて確定申告時期に合わせて情報発信を年 2 回程度実施する。
事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和 5 年度末時点で次のような達成状況となった。

【 達成状況 】

新規設備投資数	新規雇用者数
36 件 (令和 2 年 4 月～令和 6 年 4 月)	333 人 (令和 2 年 4 月～令和 6 年 4 月)

説明会の実施	市内商工会議所および商工会の事業者向け研修会等の際に税制の説明を実施した。
Web 媒体、情報媒体による 情報発信	市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報紙にて確定申告時期に合わせて情報発信を年2回程度実施した。
事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供した。

※新規設備投資件数については、半島振興法による税制措置の申請件数を基に集計。

※新規雇用者数については、誘致企業の新規雇用人数を基に算出。

### 【 成果及び課題 】

- ・企業誘致による企業の新規参入などにより、全体で36件の設備投資につながった。
- ・36件の設備投資はすべて製造業であり、他業種での経営安定化や経営基盤の強化に向けた取り組みが必要である。
- ・新規雇用人数については、令和6年4月時点で、概ね計画通りの雇用人数となっている。

### ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 商業、サービス業の充実と地域産品のブランド化の推進
- (ii) 地場産業の経営基盤の強化
- (iii) 農業生産の維持と農業経営の安定化
- (vi) 観光資源の活用と観光客の受入れ体制の整備
- (v) 税制優遇措置等の効果的な周知や奨励金制度の見直しによる企業誘致及び設備投資の促進

## 2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は半島振興対策実施地域である橋本市全域とします。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4. 計画区域の産業の現状及び課題

### (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業については、市町村統計数値によると、本市は令和5年度で1,350haの耕地面積を有し、柿や稲などの栽培が盛んに行われています。また、鶏卵等も有名で、全国各地へ農産品を出荷しています。

しかしながら、高齢化や後継者不足に加え、収益が不安定であることや、自然災害や獣害による農作物の被害拡大等の理由により、農家数は減少傾向にあります。

林業においても、年々林業経営は厳しさを増しており、経営安定化や後継者育成、森林の適正管理が課題となっており、現在自伐型林業の導入を検討しています。

(2) 商工業（製造業を含む）

商工業の現状については、明治時代に日本で初めて生産された「再織」を契機に織物の産地として発展し、現在では日本で唯一の総合パイルファブリックの産地となっています。

また、細くて折れにくい性質を持った高野竹の良質の産地である高野山麓にある本市では、平成25年に国の伝統的工芸品の指定を受けた和竿の紀州へら竿の生産が盛んで、全国一のシェアを占めています。

製造品出荷額は減少傾向にあるため、商業・サービス業の充実に向けて、商業環境の整備や「はしもとブランド」の知名度向上に向けた取り組みが今後の課題となっています。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業の現状については、市内の産業に占める割合は少ないですが、今後はIT関連企業等のソフト産業等の企業誘致を促進し、地域経済の活性化を推進する必要があります。

(4) 観光（旅館業を含む）

観光の現状については、本市は、やどり温泉いやしの湯や杉村公園など豊かな自然と調和した施設などの観光資源を有し、平成28年10月に高野参詣道「黒河道」が世界遺産に登録されたことを受け、世界遺産を中心とした橋本・伊都地域の観光ポテンシャルはさらに高くなっています。

コロナ禍以降、観光客数は回復傾向にあるが、宿泊客は減少傾向にあるため、今後、市内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するための市内周遊プランや受け入れ体制の強化に取り組む必要がある。

(5) 本市の企業誘致の状況

企業誘致については、県と連携し、積極的に推進しており、「紀北橋本エコヒルズ」及び「あやの台北部用地」を中心に企業立地を進めております。令和6年12月時点で56社の企業と進出協定等を締結し、そのうち、46社が操業しています。また、誘致企業で働く方は1,768名となっている。

5. 産業の振興を図るため促進を図ろうとする業種

- (1) 製造業
- (2) 農林水産物等販売業
- (3) 旅館業
- (4) 情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
地域製品の販路拡大の支援	優良な農畜産物を国内外へ効果的にPRし、「高野山麓精進野菜」など「はしもとブランド」の振興を図るとともに、有効な新規農作物の産地化や農家の6次産業化に取り組む。

<p>営農指導・就農支援事業</p>	<p>就農支援サイトなどによる補助金などの支援情報の発信や就農相談の実施により新たな担い手が就農しやすい環境を整える。 関係機関が連携した営農指導による新規就農者の育成や農作物の栽培講習会などにより農業に対する興味の醸成を図る。</p>
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 商工業（製造業を含む）

取組事業	説明
<p>商業・サービス業の促進</p>	<p>社会ニーズに応じた創業・起業しやすい環境整備を、国・県や関連団体と連携しながら促進する。</p>
<p>中小規模事業者への経営支援</p>	<p>商工会議所・商工会と連携し、経営基盤を強化できるよう、販売戦略に関する経営セミナーなどの開催を支援する。</p>
<p>地域製品のブランド化推進</p>	<p>地場産業のPR活動を進めるため、国内および海外の各種展示会・見本市等への参加を支援する。</p>
<p>企業誘致の推進</p>	<p>積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進する。 和歌山県と連携を図り、税優遇や奨励金等により支援を行う。</p>

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

取組事業	説明
<p>企業誘致の推進</p>	<p>積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進する。 和歌山県と連携を図り、税優遇や奨励金等により支援を行う。</p>

(4) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
<p>観光商品メニューとサービスの充実</p>	<p>観光客のニーズが高い観光資源を活用した観光商品を構築し、関係団体と連携して観光商品の充実を図る。 訪日外国人観光客に対する多言語案内表示やフリーWi-Fiなど環境整備を促進し、宿泊施設など受け入れ促進に向けた取り組みを支援する。</p>
<p>観光プロモーションの推進</p>	<p>マーケティングによってターゲットを明確にし、様々なメディアを活用してプロモーションや魅力発信を行う。</p>
<p>企業誘致の推進</p>	<p>積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進する。 和歌山県と連携を図り、税優遇や奨励金等により支援を行う。</p>

(5) 各業種共通の取組

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進	市内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

(6) 関係団体等との役割分担及び連携

実施主体	主な役割
橋本市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資・雇用促進の助成金等</li> <li>・半島振興法及び地域未来投資促進法等による租税特別措置の活用</li> <li>・租税特別措置の事業者周知のための取組</li> <li>・産業振興のための人材確保および人材育成のための取組</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資・雇用促進の助成金等</li> <li>・半島振興法及び企業立地促進法による租税特別措置の活用</li> <li>・租税特別措置の事業者周知のための取組</li> <li>・産業振興のための人材確保および人材育成のための取組</li> </ul>
商工会議所、商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者研修等による人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等</li> </ul>
DMO、観光協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR活動の強化、第一次産業等と旅館業の連携の促進、農業体験等を組み込んだ観光プランの作成等</li> </ul>
農業協同組合 (JA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農、販売、資金が一体となった担い手作りへの取組</li> <li>・計画販売や売れる品目生産による、売上向上に向けた取組</li> <li>・農産物加工品の研究</li> <li>・農地情報の収集</li> </ul>

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標 (令和7年度～令和11年度)

設備投資の活性化に関しては、5年間累計の新規設備投資件数を指標とします。

成果指標	目標(累計)
新規設備投資件数(件)	40件

※令和5年度末実績を基に算出。

(2) 雇用・人口に関する目標（令和7年度～令和11年度）

雇用・人口に関しては、5年間累計の新規雇用人数を指標とします。

成果指標	目標（累計）
新規雇用人数（人）	350 人

※令和5年度末実績を基に算出。

(3) 事業者向け周知に関する目標（令和7年度～令和11年度）

事業者向け周知に関しては、毎年度の周知活動を目標とします。

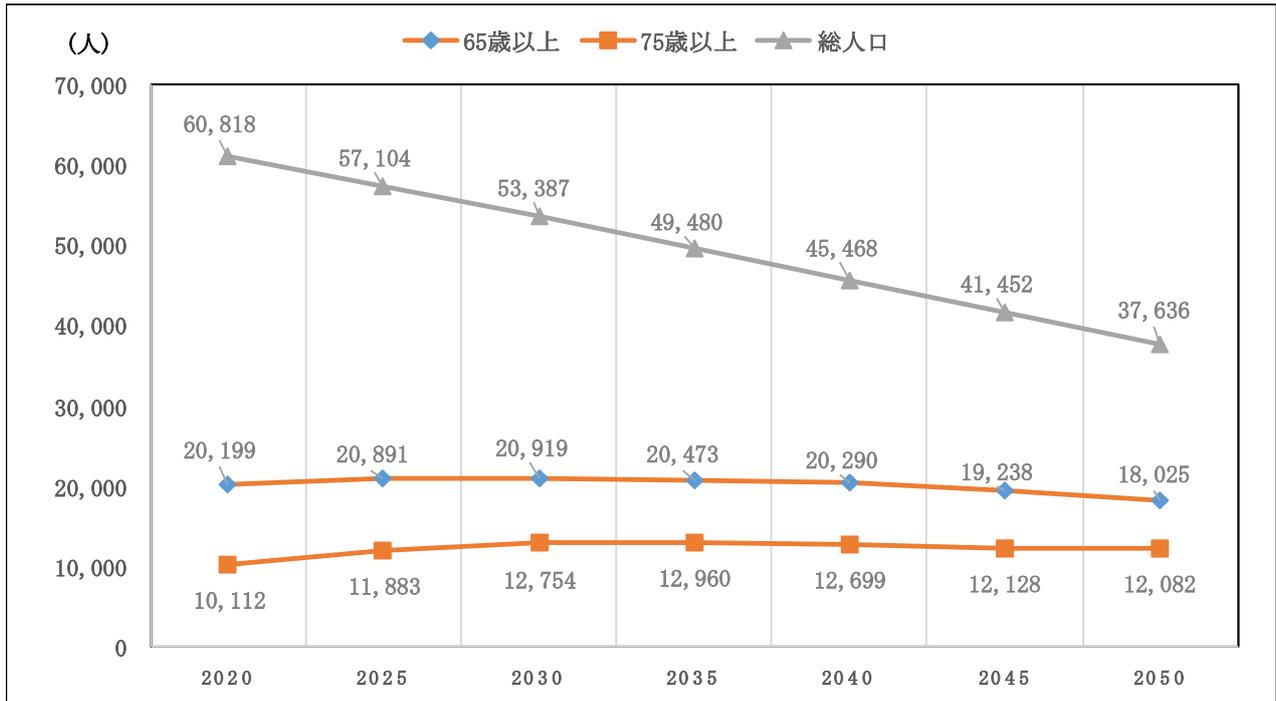
活動指標	目標（毎年度）
説明会の実施	市内商工会議所および商工会の事業者向け研修会等の際に税制の説明を実施する。
Web媒体、情報媒体による情報発信	市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報紙にて確定申告時期に合わせて情報発信を年2回程度実施する。
事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行い、効果検証の結果を次年度施策等に反映させていきます。

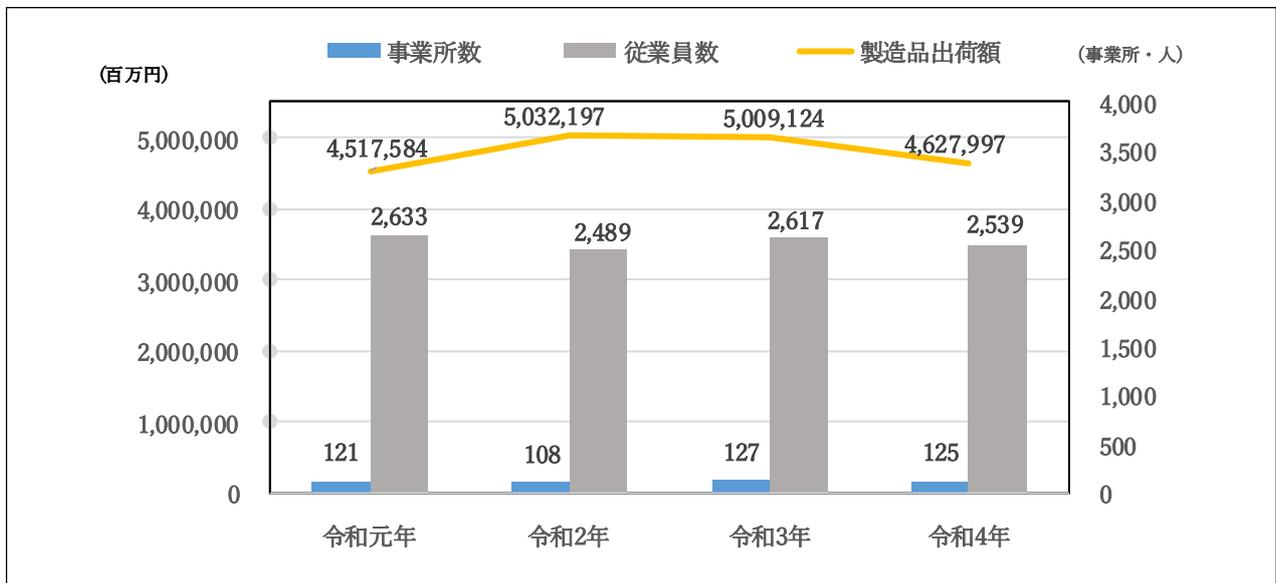
9. 参考データ等

【 人口推計 】



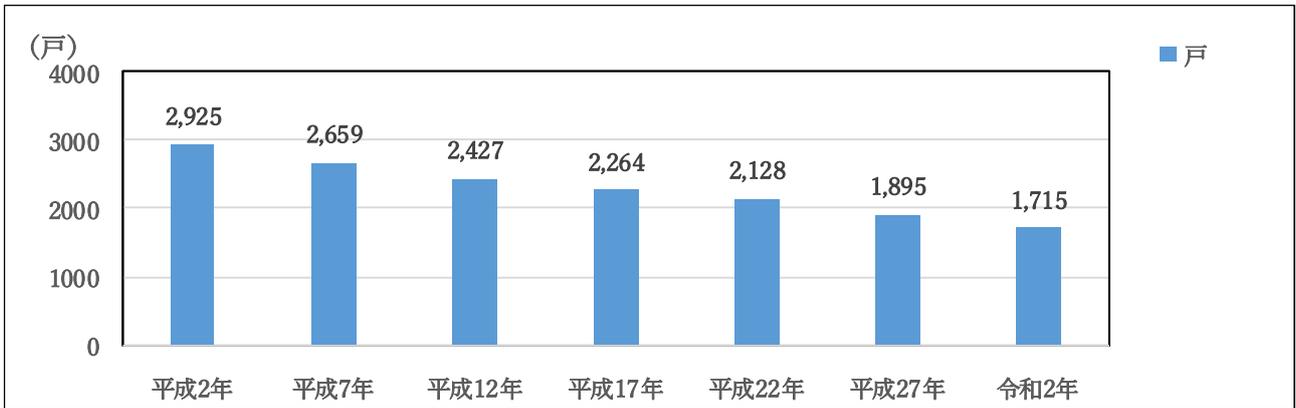
(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を準拠)

【 工業（製造業）の推移 】



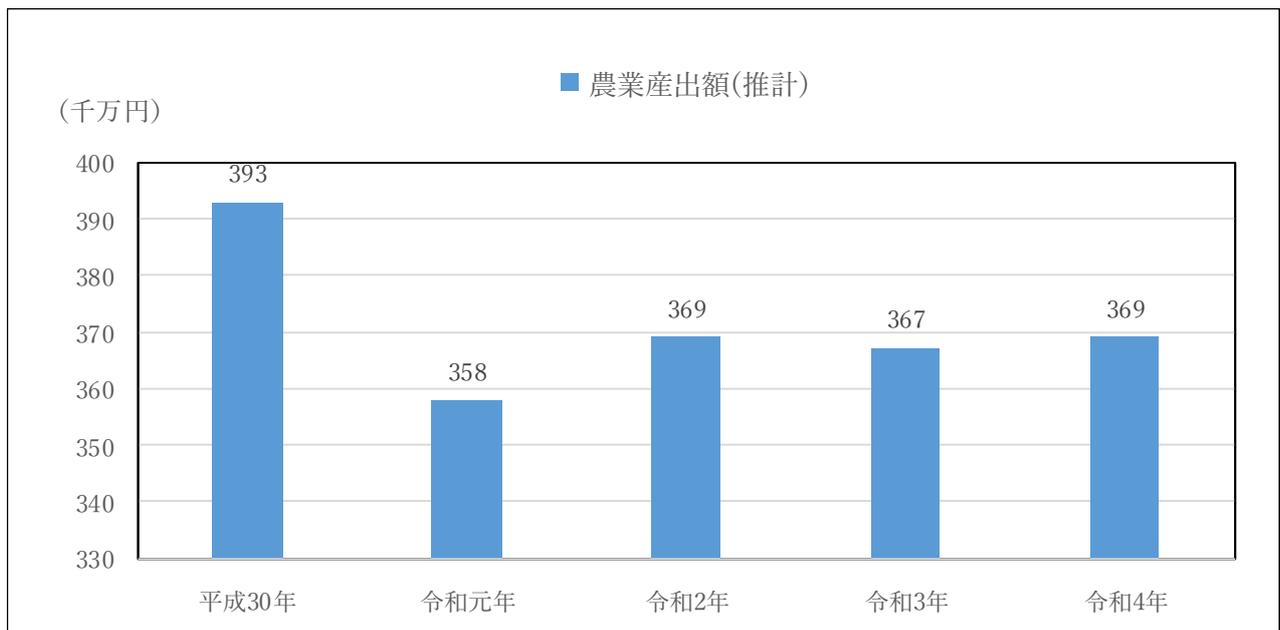
(資料：工業統計調査 (従業員3名以下の事業所を除く))

【 総農家数の推移 】



(資料：農林業センサス)

【 農業産出額の推移 】



(資料：農林水産省 市町村別農業産出額 (推計))

【 観光入込客数の推移 】

